

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

減価償却資産の償却方法の改正

Q 当社は本年オフィスの内装工事を実施いたしますが、本年より減価償却資産の償却方法が改正になったと聞きましたが、この適用時期はいつからでしょうか？また、固定資産ごとの現在の償却方法はどうなっていますか？

解説

平成28年度の改正により、平成28年4月1日以後に取得した「建物附属設備及び構築物」などの償却方法において、**定率法が廃止**されることとなりました。

1. 適用開始時期

平成28年4月1日以後に取得した資産から適用

2. 償却方法の改正の内容

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産				平成28年4月1日以後に取得した減価償却資産			
資産の区分	選定できる方法		法定償却方法	資産の区分	選定できる方法		法定償却方法
建物(※①)	定額法			建物(※②)	定額法		
有形減価償却資産(※①)	平成24年3月31日以前に取得	平成24年4月1日以後に取得	定率法(※②)	建物附属設備及び構築物	定額法		定率法
	定額法又は250%定率法	定額法又は200%定率法		上記以外の有形減価償却資産	定率法又は定額法		
鉱業用減価償却資産	定額法又は250%定率法又は生産高比例法	定額法又は200%定率法又は生産高比例法	生産高比例法	鉱業用減価償却資産	建物、建物附属設備及び構築物	定額法又は生産高比例法	生産高比例法
					上記以外の鉱業用減価償却資産	定率法又は定額法又は生産高比例法	
無形減価償却資産	定額法			無形減価償却資産	定額法		
鉱業権	定額法		生産高比例法	鉱業権	定額法		生産高比例法
	生産高比例法				生産高比例法		
リース資産	リース期間定額法			リース資産	リース期間定額法		

(※①) 鉱業用減価償却資産及びリース資産は除かれます。

(※②) 取得の時期により、250%定率法が200%定率法となります。

3. 償却方法の選定の届出

確定申告書の提出期限までに「減価償却資産の償却方法の届出」を納税地の所轄税務署長に届出なければなりません。

要するに…

オフィスのレイアウト変更などの際には水道工事や電気工事などが発生する場合があります。従来の償却方法は基本的に定率法でしたが、今年の4月取得分から**定額法**となりました。このため、工事をした年度に多額の減価償却方法を計上することが難しくなりました。